

(会員用)

ADRについて

センターの運営改革の解説

平成27年12月4日

運営委員 仲宗根善浩

ADRについて

ADRとは

英語の Alternative Dispute Resolution の略

ADRには、主なものとして“調停”と仲裁“があります。

仲裁とは

仲裁法に基づき、当事者の合意により選ばれた仲裁人が下す判断によって解決する。

調停とは

裁判官や仲裁人などの当事者以外の判断により解決するのではなくて、公正で中立的な第三者（調停人）が間に入り、当事者の合意により解決する。

ADR法の認証

認証の特例

- 1、時効の中斷
- 2、訴訟手続の中止
- 3、調停の前置に関する特例

裁判との違い

裁判	調停
主に判決の基礎となる過去の事実の調査・確定が行われる。	将来の人間関係を重視した、当事者間の自主的な解決が促進される。
最終的に裁判官が判断	当事者の話し合いによる合意を目指す。
証拠調べなどの手続きがある。	証拠調べなどの手続きがない。
判決内容を強制することができる。	合意内容を強制することができない。

* ADRの分類

- ① 司法型 裁判所で行うもの
- ② 行政型 行政庁が所管するもの
- ③ 民間型 民間が主導するもの

* ADRの特長

- ① 迅速な解決
- ② 事案に即した柔軟な解決
- ③ 専門家による判断
- ④ 費用の低廉

「岡山事件」とは

「岡山県司法書士調停センター」が、法が定めた法務大臣の認証を得ずに裁判外紛争解決手続き（ADR）業務を行い、当時の副会長が有印公文書偽造で逮捕、日司連は、事態を受けて、岡山県会に対し、岡山調停センターの業務中止の処置。

認定司法書士とは

司法書士法第3条1項6号・・・・簡裁代理権（140円万以下）

認定調査士とは、

調査士法第3条1項7号・・・調査士会ADRへの代理権（但し、弁護士との協働）

現在のセンター手続きの流れ（フローチャート）

①②電話、来訪による事前相談 → ③相談は申出書提出・入金を先に →④申出書、入金を受領後受理通知 →⑤必要に応じ基本調査 →⑥弁護士、調査士日程調整し相談者へ通知 →⑦相談開催 →⑧調停申立 →⑨申立書受理 →⑩相手方調停応諾確認 →⑪調停の日程調整 →⑫調停 →⑬和解成立

- ① 毎週水曜日（10時～13時）電話当番、直接来訪する方もいらっしゃいます。
13時～16時は事務局が電話対応、当番者に連絡が来ますので対応します。
- ② 電話による事前相談、来訪による事前相談がある。境界に関する問題で相談したいとなった場合の受付業務をする。
- ③ 事前相談でセンターで受けるべき相談で、本相談したいということであれば相談申出書と申出費用21,000円を出し受理を受ける。
- ④ 正式に相談申出書が出た場合は担当相談員、運営員で検討しセンター業務であれば受託し相談申出者に受理した旨通知する。
- ⑤ 基礎資料等がなく相談の際に必要になる場合は当センターで収集する。
(有料：基本調査費20,000円)
- ⑥ 弁護士、調査士の日程調整（3日程調整）し相談申出人に通知する。
- ⑦ 相談開催
- ⑧ 相談の結果、調停へ移行する場合と、相談なしに即、調停となる手続きもある。
- ⑨ 費用が払われ、申出書式の内容が整っていれば運営員協議の上、受理することになると申出人に対し受理した旨通知する。
- ⑩ 調停申し立てを受けて相手方へ調停に応じるかの確認を行う。
- ⑪ 拒否するとその時点で終了、応諾する旨確認が取れると弁護士、調査士の調停員の日程を調整し、申出人、相手方へ期日通知をする。

⑫ 調停委員会開催（調停員 弁護士1名、調査士2名）

⑬ 和解成立 → 和解契約書作成 → 境界標設置 → 登記手続等

現在のセンター運営上のメリット、デメリット

メリット

相談員の立場から

- ・電話当番は15名でローテーションを組んでいるので3～4か月に1回のペースで当番なので時間的負担が少ない。
- ・拠点が調査士会内であるので相談員各事務所の場所の提供等は不要
- ・拠点が調査士会内であるため午後1時以降は事務局が受け担当相談員へ引き継ぐ。（相談時間の10時～4時までは拘束されない。）

相談者の立場から

- ・この時間は相談できると明確なため相談への段取りがしやすい。
- ・電話でも対応し、相談の趣旨が違う場合など、別機関の相談センターの連絡先を教えてもらえる。（事務局へ各相談窓口の連絡先あり）
- ・相談の結果本相談へとなった場合でも窓口は本会にて行うのですぐに次の手続きへ入れる。

デメリット

相談員の立場から

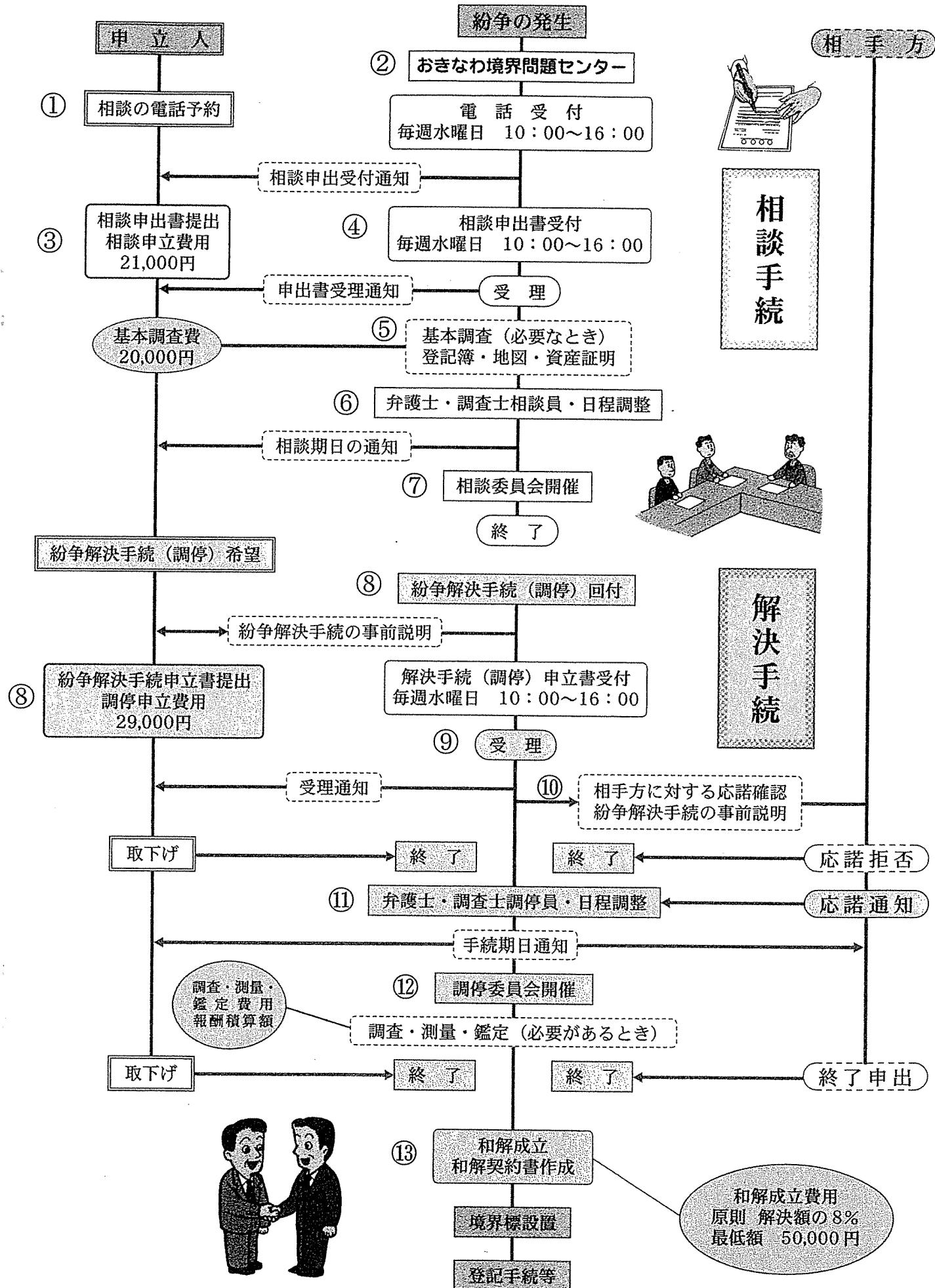
- ・毎週水曜日、輪番制で相談員を配置するので相談者がいない場合もあるが、待機しなくてはならず日当が発生し不経済である。
- ・電話当番をあたった日は必ず調査士会に待機しなくてはならず、急用などが入った場合の対応に苦慮する。遠方から来る相談員は更に時間的負担がある。
- ・手続きが分かりにくい。（様式が多すぎて煩雑である。）

相談者の立場から

- ・すぐにでも相談したいが週1回と限られているのでそれまでは待てない。
- ・直接会って資料も広げて相談したいが遠すぎて調査士会までは来れない。特に離島からは困難である。
- ・本相談へ行くまでの時間がかかりすぎる。

現行

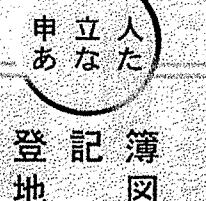
境界紛争解決手続のながれ



おきなわ境界問題相談センター

は、皆様の話をよく聞いて、
専門家の土地家屋調査士と弁護士が、
難しい境界トラブルに、
立ち向かいます。

まず、**相談委員会**で解決の方向を確認
してください。



次に、**調停委員会**で、お互いに率直に
お話ください。



そして、**和解**して目的の境界を埋設し
ます。
きっとお役にたちます。

土地境界問題でご相談なされる方

まずは、電話でご予約ください。



毎週水曜日

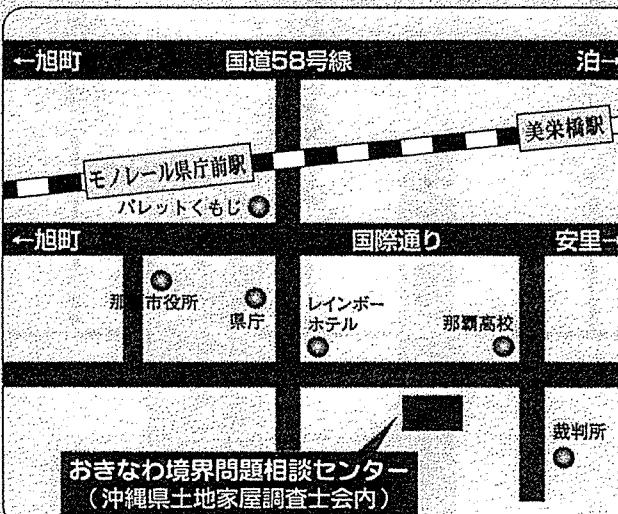
10:00~16:00

おきなわ境界問題相談センター (沖縄県土地家屋調査士会内)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目1番地4
大建ハーバービューマンション4階401
TEL : 098-836-6767
FAX : 098-854-8131
e-mail://www.okinawa

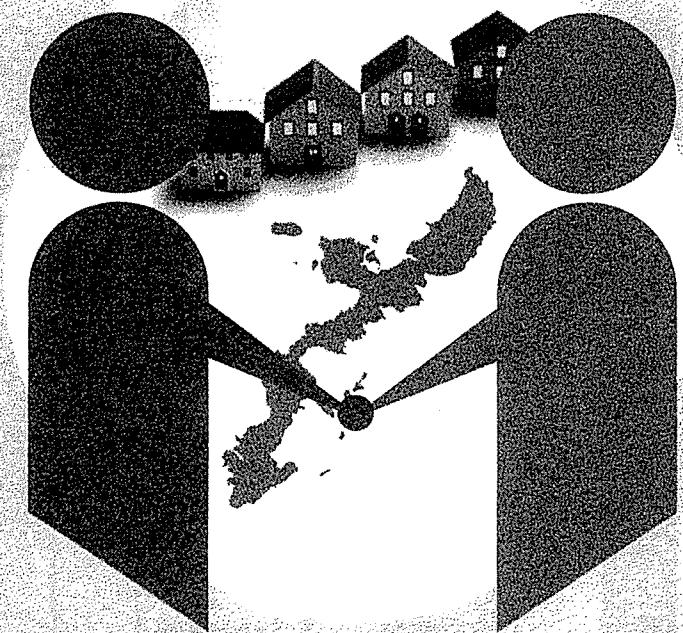
こんなときご相談ください。

- ・お隣との土地境界トラブルを解決したいとき
- ・訴訟(裁判)によらずに紛争の解決をはかりたいとき



土地の境界問題で お困りの方

土地家屋調査士と弁護士が
円満解決を支援します。



平成19年4月25日受付開始

おきなわ境界問題相談センター
沖縄県土地家屋調査士会
沖 縄 弁 護 士 会

(D) 調査・測量

センター相談員は、相談内容に応じて調査・測量が必要であれば、相談者の了解のもと、センター担当相談員自身の業務として受託できるものとする。又、「土地家屋調査士名簿」で他の土地家屋調査士を案内することもある。

(E) 相談（本相談）

- (1) 相談は有料で、その事件の事前相談の担当相談員と弁護士が協働で行う。
- (2) 相談員は、申出人に相談手続の説明を行い、「相談期日調書」を作成する。
- (3) 相談員は、申出入の要望に応じて、境界鑑定又は調停の手続の概要を説明する。

(F) 境界鑑定

センター長は、「境界鑑定委人登録者名簿」から境界鑑定実施員を選任する。

(G) 調停

調停は、土地家屋調査士 2 名、弁護士 1 名の調停委員で構成し、土地家屋調査士 1 名が、主任調停委員となる。

(H) 和解

- (1) 和解成立日の調停は、当事者双方同席調停とする。
- (2) 主任調停員は、担当調停員の意見交換を踏まえて「和解契約書案」を作成する。
- (3) 調停委員会は、「和解契約書案」を資料として活用する。

(I) 和解契約書

- (1) 「和解契約書」は当事者双方、及び調停員が署名捺印しなければならない。
- (2) 弁護士調停員が全ての和解契約書が遗漏なく完成していることを確認する。

(J) 登記

調停委員会は和解内容が登記することが望ましい場合、当事者に登記を進め、和解内容の実現を図るように努める。

(K) その他の解決方法の紹介

相談の内容がセンター業務外又は、センターで和解不成立等の場合、他の機関を案内する。

センターの運営改革の解説

平成27年12月4日

(A) 受付

- (1) 事務局又は担当相談員は、相談者がセンター事前相談を希望するか、それとも認定調査士事前相談を希望するのかの確認を行う。

センターの事前相談は無料。相談日は毎月第二、第四水曜日午前10時～午後4時まで、但し来訪相談は午後1時まで。1時から4時までは電話相談のみ。

- (2) 認定調査士の事前相談は有料。料金は1時間当たり3,000円で認定調査士が相談者に対して請求し受領する。この料金は認定調査士の報酬となる。相談日の日程等については、相談者と認定調査士で適宜に協議し決める。

(B) センター相談員

- (1) センター担当相談員は、相談内容が土地家屋調査士法第3条8号（以下「8号」という。）業務かの振り分けを行い、8号業務外の場合は、他の相談機関を紹介する等適切に対応する。

相談内容が8号業務の場合、調査士業務の部分については、アドバイス等を行い、権利関係の法律問題等に関しては即答を避け、弁護士を交えての相談（本相談）を案内する。

(C) 認定調査士

- (1) センターから紹介された認定調査士の事前相談について。

(ア) 認定調査士は、事前相談が8号業務かの振り分けを行い、業務外の場合は他の相談機関等を紹介する等適切に対応する。

(イ) 事前相談が8号業務の場合は、認定調査士自身の業務として事前相談を受けるものとする。

(ウ) 事前相談の場所及び日時については、認定調査士が速やかに相談者と連絡をとり、調整するものとする。

(エ) 事前相談料は、1時間当たり3,000円とし、認定調査士が相談者に直接説明して請求・受領してください。この事前相談料は認定調査士の報酬となります。

(オ) 認定調査士は、初回の事前相談についてセンターに報告書を提出する。

(カ) 認定調査士は、この事前相談に関連して相談者から調査・測量等の業務の依頼を受けた時は、自身の受託業務として受託可能とする。また、その後の相談（本相談）及び調停の代理（弁護士と協働）も可能とする。

おきなわ境界問題相談センター 手続フロー(案)

平成27年8月31日作成

